

添付書類（陸山砂利）

| 番号 | 添付書類 | 作成要領 |
|----|--------------------------------------|---|
| 1 | 事業計画書 | <ul style="list-style-type: none"> ・採取目的、位置図、採取方法、搬出経路図、砂利の用途及び採取量、埋戻し用土の確保状況、濁水対策、過積載防止対策、採取期間、作業工程表、出来形管理、写真管理、緊急連絡先等の事業計画を記載する。 ・以下の添付書類と重複する場合は、事業計画書に含めるものとする。 |
| 2 | 砂利採取場の位置を示す5万分の1の地図 (規則第3条2項1号) | <ul style="list-style-type: none"> ・採取予定地を○印で示し、「申請箇所」と朱書きすること。 ・砂利を洗浄するときは、洗浄施設の位置及び搬出路を記載すること。 ・埋戻しのための土砂を搬入する場合は、その土砂を確保している場所、搬入路を記載すること。 |
| 3 | 砂利採取場及びその周辺の状況を示した見取図 (規則第3条2項2号) | <ul style="list-style-type: none"> ・採取範囲、表土及び廃土の堆積場所、水切り場等の場所を明示すること。 ・採取場に隣接する物件を記載すること。(学校、人家、農地等) ・国県道に至るまでの運搬路を記載し、隣接する物件を上記同様に記載すること。 |
| 4 | 掘削または切土に係る土地の実測平面図 (規則第3条2項3号) | <ul style="list-style-type: none"> ・縮尺は、100分の1から2,500分の1とすること。 ・搬出路及び砂利洗浄施設の位置を明示すること。 ・周辺の主要構造物(橋梁等)から申請位置までの保安距離を記載すること。 ・横断測点を記載すること。 ・法29条の標識、注意標識、標杭、丁張り、搬出入口の場所を記載すること。 ・河川区域、河川保全区域、官民界を明示すること。 ・採取区域を赤で着色すること。 ・測量年月日を記載すること。 |
| 5 | 採取区域の求積図 (実測平面図に併記可) | <ul style="list-style-type: none"> ・面積計算がわかるものとし、余白に計算表等を記載すること。 |

| | | |
|---|--|---|
| 6 | <p>掘削または切土に係る土地の実測縦断図及び実測横断図に当該土地の計画地盤を記載したもの (規則第3条2項4号)</p> | <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現況地盤高、計画地盤高、掘削底面高、主要構造物等を明示すること。 ・周辺の主要構造物からの保安距離を記載すること。 ・採取区域を赤で着色すること。 ・測量年月日を記載すること。 <p>【縦断図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縮尺は縦100分の1、横1,000分の1を基本とする。 ・掘削または切土箇所の中心部の縦断面とすること。 ・掘削または切土箇所の上下流100mの範囲まで記載すること。 <p>【横断図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縮尺は100分の1を基本とする。 ・横断測点間隔は20mを基本とし、最大でも50m以内とすること。 ・河川区域、河川保全区域、官民界を明示すること。 ・掘削勾配を記載すること。 |
| 7 | <p>砂利採取法第3条の登録を受けていることを示す書面 (規則第3条2項5号)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・長野県から交付を受けた最新の登録(変更)通知書の写しを添付すること。 |
| 8 | <p>砂利採取場を管理する事務所の名称及び所在地、当該事務所の業務主任者の氏名、並びに当該業務主任者が当該砂利採取場において認可採取計画に従って砂利の採取が行われるよう監督するための計画を記載した書面 (規則第3条2項6号)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・当該砂利採取場を管理する事務所の名称、所在地を明記すること。 ・当該事務所の業務主任者氏名を記載すること。 ・業務主任者が監督する事項等を具体的に記載すること。(参考様式1の1) |
| 9 | <p>業務主任者が他の採取場での監督等の兼務状況を記載した書面</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・申請時において、現に認可を受けている採取計画の認可期間、進捗状況、監督状況等を記載すること。(参考様式1の2) |

| | | |
|----|---|---|
| 10 | <p>砂利採取場で砂利の採取を行うことについて、申請者が権原を有すること、または権限を取得する見込みが十分であることを示す書面 (規則第3条2項7号)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・自己の土地において採取を行う場合は、当該土地の登記簿謄本とすること（申請前3か月以内に取得したもの）。 ・他人の土地において採取を行う場合は、土地所有者または耕作者等と申請者の間の契約書の写しを基本とし、契約条項等を定めない場合は同意書とすること。 ・埋戻し後の地盤沈下の保証については、契約条項として記載すること。同意書の場合は、別に土地所有者に対して誓約書を作成すること。 |
| 11 | <p>砂利採取計画に関し、他の行政庁の許可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面、または受ける見込みに関する書面 (規則第3条2項8号)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・砂利の採取または事業に関し、他の行政庁の許可、認可を受け、または届出を要するときは、一覧表に該当の有無、許可年月日等を記載すること。(参考様式1の3) |
| 12 | <p>砂利採取場において、土地の掘削または切土に係る跡地の埋戻しを行う場合にあっては、埋戻しのための土砂が確保されている、またはされる見込みが十分であることを示す書面及び当該土砂を当該砂利採取場に運搬する経路を記載した書面 (規則第3条2項9号)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・自己の土地において埋戻しのための土砂を確保するときは、その旨を記載した書面を添付すること。 ・他人の土地において埋戻しのための土砂を確保するときは、その土砂を採取する旨を内容とする土地所有者との契約書の写しを添付すること。 ・他から埋戻しのための土砂を購入する場合は、その契約書の写し、または土地所有者との契約書の写しを添付すること。 ・埋戻しに使用する土砂は、天然材であること。 ・契約初頭には、埋戻しに使用する土砂の量が記載されていること。 |
| 13 | <p>跡地整備計画書</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・採取後の地形が採取前と異なる場合に、以下の書類を添付すること。 ①採取後の地形を記載した実測平面図及び縦横断図 ②緑化する場合は、緑化復元方法を記載した書面 |

| | | |
|----|-------------------------|---|
| 14 | 管轄建設事務所長が必要と認める関係者等の同意書 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要により、市町村長、自治会、隣接土地所有者、漁業関係者、利水者、許可工作物施設管理者、搬出路に私道を通行する場合の私道管理者等の同意書を添付すること。 |
| 15 | 土地台帳図または公図写し図 | <ul style="list-style-type: none"> ・法務局より取得したものとする（申請前3か月以内に取得したもの）。 ・申請区域の形状、河川区域、河川保全区域、官民界を明示すること。 ・申請区域及び隣接地の所有者等を記載すること。 |
| 16 | 写真 | 申請区域周辺の状況がわかる写真とすること。 |
| 17 | 跡地整備に係る保証書 | <ul style="list-style-type: none"> ・協同組合等団体で申請するときは、一般社団法人長野県砂利砕石業協会の副申書とすること。 ・上記以外の場合は、過去3年以上の採取実績を有し、その間不正・不当な行為の無い同一地区の2社以上の砂利採取業者の保証書とすること。（参考様式1の4） ・副申書・保証書は、地盤沈下の被害も合わせて保証するものとする。 |
| 18 | 付近の地下水の状況と影響に関する書面 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要により添付すること。（10mより深く採取する場合等） |
| 19 | 地質図 | <ul style="list-style-type: none"> ・山砂利の場合添付すること ・採取区域及びその周辺の地形・地質、砂利の走行、傾斜、厚さ等に関わるものであること。なお、試錐を実施した場合は、その結果を記載したものであること。 |
| 20 | 全体計画の図面及び書面 | <ul style="list-style-type: none"> ・継続して1年以上採取する予定があるときは、全体計画の平面図、縦横断図、土地の取得状況に関する書面を添付すること。 |
| 21 | 沈殿池、調整池等の防災施設の概要図 | <ul style="list-style-type: none"> ・容量は集水面積に見合ったものであること。 |
| 22 | 河川法の許可申請書 | <ul style="list-style-type: none"> ・河川法第55条1項の許可を申請する場合は、原則として同時に申請すること。 |